

公 募

非常勤職員（事務補助員）の選考採用の実施について

横浜税関では、下記のとおり、事務補助を行う非常勤職員を募集します。

記

1. 採用予定期間
令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
※ 任期更新あり（条件あり）
2. 勤務地
横浜税関 本関（横浜市中区海岸通1-1）
3. 業務内容
事務の補助業務
（各種文書の仕分け及び発送、パソコン（ワード・エクセル等）による資料作成事務補助、データ集計補助、書類整理、電話対応、旅費計算事務、書類の電子化、その他の庶務事務など）
4. 就業時間
月曜日～金曜日までの各日5時間45分
（9時00分～17時30分（休憩時間45分（12：15～13：00））の範囲内で決定）
5. 採用予定人数
1名
6. 給与等について
給 与：時給1,384～1,731円（過去の経験を基に決定）
賞 与：年2回（6月及び12月）
通 勤 手 当：毎月150,000円を上限として支給
保 険：社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険適用
休 日：土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
休 暇：採用日から6ヶ月間経過後に勤務日数に応じて付与
給与支給日：原則として毎月16日（月末締切翌月支払）
7. 服務規律等
国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守

8. 応募条件

学 歴： 高校卒業以上又は同等の学歴を有する者

そ の 他： パソコンの基本操作（ワード及びエクセル等）が出来る者

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

① 日本国籍を有しない者

② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

ハ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

9. 選考方法

一次審査：書類選考（履歴書(写真貼付のもの)、職務経歴書による）

二次審査：面接

一次審査に係る結果は応募締切日以降に文書若しくは電話により通知します。

履歴書の写真は、申込日の前 6 ヶ月以内に撮影されたものを貼付してください。

10. 申し込み方法

履歴書（写真貼付のもの）及び職務経歴書を下記 11. の申し込み先の住所に送付又は提出してください（令和 8 年 5 月 28 日（木）必着）。また、履歴書の備考欄等に「非常勤・本関」と記載をお願いします。

メールで提出する場合は、下記 11. の申し込み先のメールアドレス宛に送付してください。内容が確認でき次第、受付完了メールを送付いたします。受付完了メールが届かない場合は、お手数ですが下記電話番号にご連絡ください。

なお、提出された履歴書等については、選考終了後、責任をもって廃棄させていただきます。

11. 申し込み先

〒231-8401

横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 総務部 人事課 人事第 1 係

Tel : 045-212-6020

Mail : yok-jinji-1@customs. go. jp

12. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

13. その他

(1) 原則、車通勤は不可。

(2) 面接等に係る交通費は支給しません。

以 上